

第1回宮崎県市町村合併推進審議会 会議概要

1 日時

平成17年11月9日(水) 13時30分～15時15分

2 場所

県庁講堂(県庁本館2階)

3 出席者

(1) 委員

津村重光委員、藤井八十夫委員、黒木正一委員、甲斐カズ子委員、川崎好委員、小林貞雄委員、平奈緒美委員、浜野崇好委員、守山良子委員、山口弘哲委員、山崎きよ子委員、横山勉委員、和田真由美委員、横山文也綾町助役(前田穰委員代理)

(2) 宮崎県

村社地域生活部長、黒木地域生活部次長、橋口市町村合併支援室長、江上市町村課長、横山地域振興課長 ほか

4 内容

(1) 委嘱辞令交付

(2) 委員紹介

(3) 知事あいさつ

(4) 会長選出

(5) 議題

審議会運営規程(案)等について
旧法下での市町村合併の状況(全国・宮崎県)
合併新法及び基本指針の概要について
合併新法に基づく今後の取り組みについて
今後のスケジュール(案)について

5 要旨

- (1) 議題 については、県から審議会運営規程(案)及び審議会の傍聴に関する要領(案)についての説明を行い、審議の上、了承された。
- (2) 議題 ~ については、旧合併特例法の下での市町村合併の状況や合併新法に基づく今後の市町村合併の推進方策等について県から説明を行った。
- (3) 議題 については、県から今後の審議会スケジュール(案)について、説明し、審議の上、了承された。

(主な質疑内容等)

- ・ 旧法下でも生活圏を踏まえた合併協議がなされたが、いろいろな事情があって合併できなかったところがある。そうしたところに合併構想を作って合併の協議を促しても実現は難しいのではないかと考えるが、県の考えはいかがか。
旧法下で議論されてきたことを基礎にしながらも、市町村の生活圏の状況等を踏まえながら、どういう枠組みが良いのかということのを再度検討していきたい。審議会で意見をいただきながら再構成すべきものはしていきたい。
- ・ 県は、合併協議会に係るあっせん調停を行なわせることができるとされているようだが、どのような場合に行うのか。
合併協議会からの申請があった場合にあっせん調停を行うことができるようになってきている。
- ・ 構想の作成は、道州制を見据えた上での検討となるのか。
道州制を前提にしたものではなく、市町村の行財政基盤を強化する観点から構想を作成していく。今後、合併が進むとその先に道州制の議論が出てくるものと考えている。
- ・ 合併をしない市町村で、自立できない市町村については、その業務の一部を県が代行して行なうといった議論があったと思うが、それについては現在どのような状況にあるのか。
第 27 次地方制度調査会で小規模自治体の特例措置が議論されたところであるが、第 28 次地方制度調査会に引き継がれ、現在も議論されている。
- ・ 市町村の財政シュミレーションとか人口の今後の見通し等については、住民が合併の必要性を考える上でわかりやすい資料であるので、公開していくべきと思うが、県の考えはどうか。
将来どうなっていくのかがわかるような資料を示すことが、県民の合併議論を深める上で大事な要素であると認識している。
どういう形で出していくかをこれから検討していく。
- ・ 合併新法では、合併特例債のない合併を進めていくこととなっている。旧法下で合併し編入する町村については、合併特例債を活用して下水道や道路、ハコモノ等を整備し現在の市と同水準の行政サービスを提供することができるが、これからの合併は特例債がないので、同水準のサービスを提供するためには市の財政負担が大きくなる。したがって、市としては今後の合併に二の足を踏まざるを得ない。県は勧告できるようになっているが、自主的な合併という観点から勧告はしてほしくない。
新法では、合併特例債は廃止されたが、8月に国の新しい市町村合併支援プランが出され、その中で合併市町村のまちづくりのための事業に対する財政措置を今後検討していくこととされており、何らかの支援が検討されている。

県が行う勧告は合併協議会の設置勧告や合併協議を推進するよという勧告であり、合併そのものを勧告するものではない。合併は、あくまで市町村と住民の方々が自主的に判断されるもの。

- ・ 自主的な市町村の合併に係る構想対象市町村の組合せについては、今後、個別の市町村の具体的な組み合わせを議論していくことになるのか。
これから県が定める構想については、基本指針に示された4つの柱だてて作成していくことになるが、県としての素案なり原案といった形でお示しし、御意見を伺った上で決定していく。具体的な市町村の合併の組合せについても県としての考えをお示ししていく。
- ・ 今回の合併では、合併協議会を作って多くの予算と時間と労力を費やして合併の合意をしたにもかかわらず、最終的に議会が反対をして合併できなかったところがある。議会が住民の意思を認識していなかったということがあったのでは。県は各市町村の議会に対してどのように理解を得ていこうと考えているのか。
合併はあくまで自主的なものであり、最終的な決定は議会で合意を得られなければならない。
県としては、審議会の状況をホームページ等で公開し、広く県民の皆さんに審議の状況をお伝えしていこうと考えている。構想としてまとまったものについても各地域で説明会を開催するなどして市町村や地域の方々に説明してまいりたい。
- ・ 一番知りたいのは、合併しなかった理由。全国の会議で他県の合併の状況を聞くとなぜ宮崎はこんなに遅れているのかと感じる。各市町村は住民が何を求めているのかをしっかりと把握して決定されたのか。
住民投票や住民アンケートの結果等を踏まえて合併をしなかった市町村もいくつかあるが、合併をしなかった理由については、それぞれの市町村でいろいろな事情がある。
合併は、首長が議会に提案して議会の議決がないとまとまらない。議会の意思と住民の意思とがうまく合わなかったところもあった。
住民に対し正しい情報を積極的に提供して判断していただく必要がある。
- ・ これまでの説明や議論を聞いて、財政的な支援がないため行政当局が合併に消極的であることや住民と議会との認識に違いがあること、これまでの合併協議の中でのさまざまないきさつがあること等、これから合併を進めていくのは大変難しい問題であると感じた。
- ・ 具体的な市町村の組合せについては、いつの審議会で示されるのか。
次回の審議会では市町村の現状と今後の見通し等について説明する。それを踏まえた上で三回目、四回目の審議会で合併推進に関する基本的事項、構想対象市町村の組合せ、合併推進のための必要な措置についてお示ししていきたい。

- ・ 4回の審議会で終わらない場合は次年度以降も開催するのか。
総務省の総括審議官通知の中で、可能な限り今年度中の構想作成を求めているので、年度内の構想作成を念頭において進めていきたいと考えている。